

## 肥田町自治会の防犯カメラの設置および運用基準

制定 令和3年5月

### (目的)

第1条 肥田町自治会(以下「自治会」という。)は、自主的な防犯活動の一環として、公共の場所における住民の生命、身体および財産を守り、安全を保持するため、防犯カメラを設置する。

### (目的外使用の禁止)

第2条 自治会は、防犯カメラの運用に当たり、その設置目的から逸脱する運用をしてはならない。

### (設置および操作)

第3条 防犯カメラの設置場所は、次のとおりとする。

| 番号  | 設置場所      |
|-----|-----------|
| 1号機 | 集荷場 2021年 |
| 2号機 | 公民館 2022年 |
| 3号機 | 集荷場 2023年 |
| 4号機 | 集荷場 2023年 |

- 2 (画像記録装置がある場合)画像記録装置は、集荷場および公民館に設置する
- 3 (画像表示装置(モニター装置)がある場合)画像記録装置(モニター装置)は、肥田町公民館に置く。
- 4 防犯カメラは、公共の空間を広範囲にわたり映すようにし、特定の物や個人の行動を映すことがないようにする。ただし、次の場合においては、防犯カメラを操作し、特定の人もしくは物をズームアップすることができる。
  - (1) 犯罪が発生したとき。
  - (2) 犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。
  - (3) 地域における安全の保持その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。
- 5 自治会は、防犯カメラを設置している旨の表示を、設置場所付近の適宜な場所に明示する。

### (プライバシーの保護)

第4条 自治会は、プライバシーの保護に努め、個人情報のみだりに公にすること等がないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (運用責任者)

第5条 自治会は、防犯カメラの運用について、運用責任者を選任しなければならない。

- 2 運用責任者の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。なお、解任または辞任により後任者が選任されたときは、前任者の残任期間とする。
- 3 運用責任者は、プライバシーの保護を図り、個人情報の保管等について適正な管理を行うものと

する。

4 運用責任者は、その任務を第三者に委任してはならない。

(運用)

第6条 自治会および運用責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像表示装置(モニター装置)において不必要な監視は行わないこと。
- (2) 画像記録装置の設置場所の管理を適正に行い、記録された情報の漏洩がないよう画像データを厳重に保管すること。
- (3) 第三者による不正使用を防止するためモニターの設置場所の管理を特に厳重に行うこと。
- (4) 記録された情報は原則として2週間保存し、保存期間を経過した後に完全に消去すること。ただし、法令等に基づく場合および犯罪捜査の必要により警察署その他官公署から保存の要請があった場合はこの限りではない。

(モニターの閲覧等)

第7条 自治会の許可なく、モニターまたは記録された情報の閲覧および情報の持ち出し(以下「モニターの閲覧等」という。)はできない。

(モニターの閲覧等の許可)

第8条 自治会は、次に掲げるときはモニターの閲覧等を許可することができる。

- (1)法令の定めがあるとき。
  - (2) 犯罪が発生したとき。
  - (3) 犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。
  - (4) 地域における安全の保持、その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 上記理由により警察署その他官公署からの要求があったとき。
- 2 モニターの閲覧等を許可する場合は、自治会の役員会の協議を経なければならない。ただし、緊急を要する場合には、自治会の会長または運用責任者の承認を得れば許可することができる。この場合、許可した直後の役員会において承認を受けなければならない。
- 3 自治会がモニターの閲覧等を許可した場合は、運用責任者は、許可を受けた者の氏名、連絡先、閲覧日時、場所、理由、閲覧をする情報の範囲、条件等を記録しなければならない。また、記録簿は1年間保管するものとする。
- 4 運用責任者およびモニターの閲覧等を許可された者は、これにより知り得た事項をみだりに他人に知らせまたは不当な目的に使用してはならない。なお、運用責任者については、その職を退いた後も同様とする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、自治会役員会の議決を経るものとする。

附 則

この要領は、平成3年5月1日から施行する。